

中学生の「税についての作文」表彰式

税を考える週間実行委員会（会長・高野哲哉前玉名市長）は、平成29年度中学生の「税についての作文」表彰式を11月11日に玉名市の白鷺荘別館で開催しました。
玉名税務署管内の中学生から1,613名の応募があり、28人の表彰者のうち、南関中から2人が受賞しました。
平成5年から始まったこの表彰は25年目。毎年11月11日からの「税を考える週間」に合わせ表彰式を開催。将来を担う中学生に、国や地方を支えている税金の重要性を理解・認識してもらうため実施しています。



▲左上から大里教育長、佐藤町長、島田さん、田中さん

受賞者(敬称略)

- 南関町長賞 田中 真希 (肥猪)
- 南関町教育長賞 島田蒼仁朗 (豊永)

確定申告に関するご相談は確定申告電話相談センター「0」番へ

熊本国税局では1月17日(金)から3月15日(金)までの間、「確定申告電話相談センター」を開設し、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税ならびに贈与税の確定申告に関するご相談などに電話でお答えしています。

最寄りの税務署の代表電話におかけいただくと、自動音声案内によりご案内します。「0」番を選択し、用件をお話ください。申告会場や受付時間などの問合せにはオペレーターがお答えするほか、問合せの内容などにより、電話を転送し、職員などがお答えします。

なお、時間帯によって、電話がつながりにくい場合や少々お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問 玉名税務署

☎722125 ※自動音声案内

医療費控除を受ける際は「医療費控除の明細書」の添付が必要です

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は、領収書の添付または提示が必要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要です。

医療費などの領収書（医療費通知に係るものを除く）について後日、提出または提示を求められる場合があります。確定申告期限などから5年間、ご自宅などで保管してください。

なお、平成28年分以前の確定申告については、従来どおり、医療費等の領収書の添付または提示が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）または「国税庁(検索)」をご覧ください。なお、最寄りの税務署へご相談ください。

問 玉名税務署

☎722125 ※自動音声案内

平成30年度償却資産(固定資産税)の申告

毎年1月1日現在、南関町内に償却資産を所有している人はすべて地方税法第383条の規定で償却資産の状況を申告する必要があります。

申告書の提出期限は、**1月31日(金)**です。

●償却資産とは

個人や法人で工場・商店などを経営している人や、駐車場やアパートを貸し付けている人、農業をしている人が、その事業のために所有する土地・建物以外の資産を償却資産といい、土地・建物と同じように固定資産税が課税されます。

●償却資産の具体例

種類	償却資産の例
構築物	舗装路面、外構工事、屋外設備、受変電設備、フェンスなど
機械および装置	各種製造機械および装置、クレーン等建設機械、農機具関係機械、太陽光発電設備など
船舶	漁船、ボート、貨物船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両および運搬具 ※	大型特殊自動車に該当する車両、台車など
工具・器具および備品	パソコン、冷蔵庫、応接セット、エアコン、LAN配線、レジスター、自動販売機、医療機器、工具、金型など

※自動車税・軽自動車税の課税対象になっているものは申告の必要はありません。

●申告書類

償却資産の申告書類は昨年12月中旬に、各個人または法人に送付しています。下記区分に従い該当する書類(○印)の提出をお願いします。

なお、書類が送付されていないなどで、手元にない人は連絡してください。

区分	償却資産申告書 (第26号様式)	種類別明細書		
		全資産用	増加資産用	減少資産用
増加資産がある人	○	○	○	
減少資産がある人	○	○		○
資産の増減がない人	○			
資産をお持ちでない人	○			
廃業、転出などをされた人	○	必要に応じ○		必要に応じ○

※廃業などされた場合でも、事業に用いることができる状態にある資産は申告が必要です。

●その他

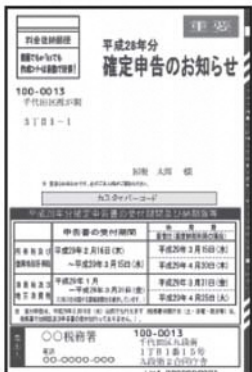
エルタックス(地方税ポータルシステムhttp://www.eltax.jp/)からの電子申告が利用可能です。ぜひご利用ください。

問 税務住民課 固定資産税係 ☎57-8563

平成29年分の申告書用紙などに代えて「確定申告のお知らせ」が送付されます

町の申告相談会場で、平成28年分の所得税の申告書を提出された人は、平成29年分の確定申告から、申告書用紙などの代わりに、「確定申告のお知らせ」が送付されることとなります。

※はがきのイメージ



「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の受付期間や納期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報を記載しているはがきまたは通知書をいいます。

なお、「確定申告のお知らせ」が送付される人には、申告書のほか青色申告決算書や収支内訳書なども送付されませんので、国税庁ホームページから様式をダウンロードするなどの対応をお願いします。

◎確定申告書などは、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。インターネットで検索して、ぜひご利用ください。

問 玉名税務署 ☎72-2125

申告受付相談会には本人確認書類が必要です

2月中旬から3月中旬までの間に開催している「確定申告・住民税および国民健康保険税の申告受付相談会」で書類を提出していただく際は、番号法施行に基づき以下の本人確認書類が必要です。必ず持参していただきますようお願いします。

本人が提出する場合	①本人の個人番号確認：次のいずれか1点 個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し	
	②本人確認：次のいずれかで、顔写真のないものは2点以上 ※いずれも、氏名・生年月日または氏名・住所が記載された本人のものであること 個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、社員証、資格証明書(税理士証票など)、官公署(勤務先など)発行書類	
代理人が提出する場合 ※代理人には、親族を含みます。	①本人の個人番号確認：次のいずれか1点 ※写し可 個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し	②代理人の本人確認 次のいずれかで、顔写真のないものは2点以上 ※いずれも、氏名・生年月日または氏名・住所が記載された本人のものであること 個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、社員証、資格証明書(税理士証票など)、官公署(勤務先など)発行書類
	③代理権の確認 ・委任状または税務代理権限証書 ・本人しか持ち得ない書類(個人番号カード、通知カード、運転免許証など本人に対し1回限り発行されるような書類)の写し	

問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549